

令和7年第4回江差町議会定例会資料

資料1：江差町立保育所条例新旧対照表【議案第1号関係】	…P 1
資料2：江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表【議案第2号関係】	…P 3
資料3：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P 5
資料4：江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表【議案第4号関係】	…P 7
資料5：江差町港湾管理条例新旧対照表【議案第5号関係】	…P 3 1
資料6：生活交通路線等維持費補助事業の概要【議案第6号関係】	…P 3 9
資料7：普通河川豊部内川河床低下防止工事の概要【議案第6号関係】	…P 4 1
資料8：Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事の概要【議案第6号関係】	…P 4 3
資料9：江差町運動公園テニスコート中央フェンス柱修繕の概要【議案第6号関係】	…P 4 5
資料10：道の駅公共樹設置工事の概要【議案第10号関係】	…P 4 7
資料11：市場公共樹設置工事の概要【議案第10号関係】	…P 4 9

江差町立保育所条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>(位置及び名称)</p> <p>第3条 保育所の位置及び名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かもめ保育園</td> <td>檜山郡江差町字円山313番地20</td> </tr> <tr> <td>たばかぜ保育園</td> <td>檜山郡江差町字伏木戸町484番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定員)</p> <p>第4条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <p>かもめ保育園 100人 <u>たばかぜ保育園</u> 35人</p>	名称	位置	かもめ保育園	檜山郡江差町字円山313番地20	たばかぜ保育園	檜山郡江差町字伏木戸町484番地	<p>(位置及び名称)</p> <p>第3条 保育所の位置及び名称は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かもめ保育園</td> <td>檜山郡江差町字円山313番地20</td> </tr> <tr> <td>水堀保育園</td> <td>檜山郡江差町字水堀町136番地</td> </tr> <tr> <td>日明保育園</td> <td>檜山郡江差町字尾山町126番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定員)</p> <p>第4条 保育所の定員は、次のとおりとする。</p> <p>かもめ保育園 100人 <u>水堀</u>保育園 35人 <u>日明保育園</u> 35人</p>	名称	位置	かもめ保育園	檜山郡江差町字円山313番地20	水堀保育園	檜山郡江差町字水堀町136番地	日明保育園	檜山郡江差町字尾山町126番地
名称	位置														
かもめ保育園	檜山郡江差町字円山313番地20														
たばかぜ保育園	檜山郡江差町字伏木戸町484番地														
名称	位置														
かもめ保育園	檜山郡江差町字円山313番地20														
水堀保育園	檜山郡江差町字水堀町136番地														
日明保育園	檜山郡江差町字尾山町126番地														

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後		改正前
(職員)	(職員)	
第10条 (略)	第10条 (略)	
2 (略)	2 (略)	
3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市長が行う研修を修了したものでなければならない。	
(1) 保育士 (法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士) の資格を有する者	(1) 保育士	
(2)～(10) (略)	(2)～(10) (略)	
4・5 (略)	4・5 (略)	
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)	
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号

に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>江差町家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>第6章 <u>乳児等通園支援事業（第49条—第55条）</u> (新設)</p> <p>第7章 雜則（第56条）</p> <p>附則</p>	<p><u>江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第21条）</p> <p>第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分（第27条）</p> <p>第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）</p> <p>第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）</p> <p>第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）</p> <p>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</p> <p>第6章 雜則（第49条）</p> <p>附則</p>

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) <u>乳児等通園支援事業 法第6条の3 第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。</u>	(新設)
(最低基準の目的等)	(最低基準の目的等)
第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等又は <u>乳児等通園支援事業</u> を利用してい <u>る乳児又は幼児</u> (以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)又は <u>乳児等通園支援事業</u> を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育 <u>又は乳児等通園支援事業</u> を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等又は <u>乳児等通園支援事業</u> を利用してい <u>る乳児又は幼児</u> (以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)又は <u>乳児等通園支援事業</u> を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育 <u>又は乳児等通園支援事業</u> を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
2 (略)	2 (略)
(最低基準と家庭的保育事業等又は <u>乳児等通園支援事業者</u>)	(最低基準と家庭的保育事業者等_____)
第4条 家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)又は <u>乳児等通園支援事業</u> を行う者(以下「 <u>乳児等通園支援事業者</u> 」とい <u>う。」)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向</u>	第4条 家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)又は <u>乳児等通園支援事業</u> を行う者(以下「 <u>乳児等通園支援事業者</u> 」とい <u>う。」)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向</u>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
上させなければならない。	上させなければならない。
2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させなければならない。	2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等_____においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させなければならない。
3 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽き、家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 (家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> の一般原則)	3 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽き、家庭的保育事業者等_____に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
第5条 家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> は、利用乳幼児の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	第5条 家庭的保育事業者等_____は、利用乳幼児の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
2 家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	2 家庭的保育事業者等_____は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等_____の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
3 家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> は、自らその行う保育又は <u>乳児等通園支援</u> の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	3 家庭的保育事業者等_____の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
4 家庭的保育事業者等又は <u>乳児等通園支援事業者</u> は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	4 家庭的保育事業者等_____は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>5 家庭的保育事業所等（<u>住宅訪問型保育事業</u>を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）又は<u>乳児等通園支援事業所</u>には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業所等又は<u>乳児等通園支援事業所</u>の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けなければならない。</p> <p>（家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者と非常災害）</p>	<p>5 家庭的保育事業所等（<u>住宅訪問型保育事業</u>を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）<u>又は乳児等通園支援事業所</u>には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けなければならない。</p> <p>（家庭的保育事業者等と非常災害）</p>
<p>第7条 家庭的保育事業者等又は<u>乳児等通園支援事業所</u>は、<u>軽便消火器</u>等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斬の注意と訓練をするよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（安全計画の策定等）</p>	<p>第7条 家庭的保育事業者等又は<u>乳児等通園支援事業者</u>は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等又は<u>乳児等通園支援事業所</u>ごとに、当該家庭的保育事業所等又は当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等又は<u>乳児等通園支援事業所</u>での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
訓練その他の家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所ににおける安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	訓練その他の家庭的保育事業所等 _____における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	2 家庭的保育事業者等 _____は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	3 家庭的保育事業者等 _____は、利用乳幼児の安全の確保について保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
4 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	4 家庭的保育事業者等 _____は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
	（自動車を運行する場合の所在の確認） (新設)
	第7条の3 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
	2 家庭的保育事業者等（住宅訪問型保育事業者を除く。）又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の座席以外の座席を有しないものその他の利用の態様を勘案してこれと 同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがあるものを 除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車 内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項 に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければ ならない。</u></p>	<p><u>（家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者の職員の一般的要 件）</u></p> <p>第8条 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業者において利用乳幼 児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理 観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福 祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならな い。</p>
<p><u>（家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技 能の向上等）</u></p> <p>第9条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者の職員は、常に 自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために 必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、職員に対し、そ の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p><u>（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技 能の向上等）</u></p> <p>第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に 自己研鑽^{きんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するためには、常に 必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、そ の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</u></p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
第 10 条 家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育又は乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等又は当該乳児等通園支援事業所又は乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	第 10 条 家庭的保育事業所等 福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育 に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等 の設備及び職員 の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)	(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)
第 11 条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	第 11 条 家庭的保育事業者等 児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否か によって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第 12 条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 12 条 家庭的保育事業者等 用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号 に掲げる行為その他の 該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第 14 条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	第 14 条 家庭的保育事業者等 児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管 理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び	2 家庭的保育事業者等 所等 において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
3 家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
4・5 (略)	4・5 (略)
第15条 (略)	第15条 (略)
第15条の2 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第15条の2 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
(食事の提供の特例)	(食事の提供の特例)
第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、第15条第1項の規定にかかるらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかるらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかるらず、次の表の左欄に掲	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかるらず、児童相談所等に

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前								
<p>げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないと認める。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>把握しなければならない。</p>	<p>おける乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないと認める。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td></td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	乳幼児に対する健康診査		<table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始時の健康診断</td><td>利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始時の健康診断	利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断								
乳幼児に対する健康診査									
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始時の健康診断	利用開始時の健康診断								
乳幼児に対する健康診査	定期の健康診断又は臨時の健康診断								
<p>3・4 (略)</p> <p>（家庭的保育事業所等内部の規程）</p> <p>第18条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>（家庭的保育事業者等内部の規程）</p> <p>第18条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提供する保育の内容</p>								

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(3) (略)	(3) (略)
(4) 保育又は乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに保育又は乳児等通園支援の提供を行わない日	(4) 保育_____の提供を行う日及び時間並びに保育又は乳児等通園支援の提供を行わない日
(5) • (6) (略)	(5) • (6) (略)
(7) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の利用に当たつての留意事項	(7) 家庭的保育事業等_____の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等_____の利用に当たつての留意事項
(8) ~ (10) (略)	(8) ~ (10) (略)
(11) その他家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項	(11) その他家庭的保育事業等_____の運営に関する重要な事項
(家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所に備える帳簿)	(家庭的保育事業所等_____に備える帳簿)
第19条 家庭的保育事業所等又は乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	第19条 家庭的保育事業所等_____には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第20条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第20条 家庭的保育事業者等_____の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2 家庭的保育事業者等_____は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(苦情への対応)</p> <p>第 21 条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者は、その行った保育又は乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に關し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る<u>町</u>からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に關し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者 (法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) は、町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した保育士 (法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体 (以下「認定地方公共団体」という。) の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士 (以下「地域限定保育士」という。)) 又は保</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第 21 条 家庭的保育事業者等 た保育 にに関する利用乳幼児又はその保護者等 の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に關し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る<u>市町村</u>からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(職員)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者 (法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) は、町長が行う研修 (町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した保育士 _____</p> <p>_____又は保</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

		改正後		改正前	
育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、 次の各号のいづれにも該当するものとする。				育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、 次の各号のいづれにも該当するものとする。	
(1) • (2) (略)		(1) • (2) (略)		(1) • (2) (略)	
3 (略)		3 (略)		3 (略)	
(設備の基準)		(設備の基準)		(設備の基準)	
第28条 第1項・(1)～(7・イ) (略)		第28条 第1項・(1)～(7・イ) (略)		第28条 第1項・(1)～(7・イ) (略)	
表中2階・3階 (略)		表中2階・3階 (略)		表中2階・3階 (略)	
4階以上 の階	常用	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定 する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定 する構造の屋外階段
避難用	常用	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (た だし、同条第1項各号の場合は、当該 階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設 けられている階までの部分に限り、屋内と階段 室とは、バルコニー又は付室 (階段室が同条第 3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、 同号に規定する構造を有するものに限る。) を 通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第 3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす ものとする。)	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (た だし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階 段については、当該屋内階段の構造は、建築物 の1階から保育室等が設けられている階までの 部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又 は外気に向かつての開くことのできる窓若しく は排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土 交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他 有効に排煙することができると認められるもの に限る。) を通じて連絡することとし、かつ、 同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす ものとする。)

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前				
<table border="1"> <tr> <td></td><td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr> </table>		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	<table border="1"> <tr> <td></td><td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr> </table>		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かなければできる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 小規模保育事業所A型には、保育士 _____ 内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かなければできる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(職員)</p>				
<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の</p>	<p>(職員)</p> <p>第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士 _____ 内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の</p>				

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

		改正後		改正前	
規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かなければならないことができる。				規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かなければならないことができる。	
2・3 (略)	(設備の基準)	2・3 (略)	(設備の基準)	2・3 (略)	(設備の基準)
第43条 第1項・(1)～(8・イ) (略)	表中2階・3階 (略)	第43条 第1項・(1)～(8・イ) (略)	表中2階・3階 (略)	第43条 第1項・(1)～(8・イ) (略)	表中2階・3階 (略)
4階以上 の階	常用	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号においては、当該階段の構造は、建築物の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつての開くことのできる窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるとして認められるものに限る。) を通じて連絡することとし、かつ、同条第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)
避難用	常用	避難用	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (ただし、同条第1項各号においては、当該階段の構造は、建築物の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつての開くことのできる窓若しくは排煙設備 (同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるとして認められるものに限る。) を通じて連絡することとし、かつ、同条第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。)	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前				
<table border="1"> <tr> <td>の屋外傾斜路</td> <td>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>	の屋外傾斜路	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	<table border="1"> <tr> <td>の屋外傾斜路</td> <td>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </table>	の屋外傾斜路	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
の屋外傾斜路	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
の屋外傾斜路	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
<p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所にあつては、調理員を置かぬことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、場合には、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理</p>	<p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所にあつては、調理員を置かぬことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、場合には、保育士又は当該認定地方公共団体の区域内に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理</p>				

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第6章 乳児等通園支援事業</u> (乳児等通園支援事業の区分)</p> <p><u>第49条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。</u></p> <p>2 <u>一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて、次項に定めるものに該当しないものをいう。</u></p> <p>3 <u>余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園事業をいう。</u></p> <p><u>(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)</u></p> <p><u>第50条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</u></p>	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
(2) <u>乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。</u>	
(3) <u>ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。</u>	
(4) <u>乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。</u>	
(5) <u>満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。</u>	
(6) <u>保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。</u>	
(7) <u>保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。</u>	
(8) <u>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。</u>	
ア <u>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。</u>	
イ <u>保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</u>	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

		改正後	改正前
階	区分	施設又は設備	
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐 火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造 の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
4階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は 同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規 定する構造の屋外階段	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

		改正後	改正前
避難用	<p><u>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</u></p> <p><u>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</u></p> <p><u>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</u></p>	<p>ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、 保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下 となるよう設けられること。</p> <p>エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のい、 ずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設 ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援 事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐 火構造の床若しくは壁又は建物基準法施行令第112条第1項に 規定する特定防火設備で区画されること。この場合において、 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通す る部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けら</p>	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>れていること。</p> <p>(ア) <u>スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</u></p> <p>(イ) <u>調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</u></p> <p>オ <u>一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</u></p> <p>カ <u>保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</u></p> <p>キ <u>非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</u></p> <p>ク <u>一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第51条 <u>一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そ</u></p>	

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>のうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。</p> <p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>	<p>のうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。</p> <p>(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。</p> <p>(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。</p>
<p>（乳児等通園支援の内容）</p> <p>第52条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p> <p>（保護者との連絡）</p> <p>第53条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準) <u>第54条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行ふ事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 保育所 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)</u></p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 <u>就学前の子子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準</u></p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園 <u>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)</u></p> <p>(4) 家庭的保育事業等 <u>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)</u></p> <p>(準用)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第55条 第52条及び第53条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第52条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第53条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>第6章 雜則 (電磁的記録)</p>	

改正後	改正前
<p>第56条 家庭的保育事業者等又は乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書類、文書、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）を行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書類、文書、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）を行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

江差町港湾管理条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>別表（第9条関係）</u> 【別記1 参照】	<u>別表（第9条関係）</u> 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

入港船舶につき次の区分による 料を含む。)			
区分	単位	1日	月決めのとき (円)
総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定めないで利用する 船舶等1トン当たり55円	800 1,300 1,500 2,600 3,900 5,100 9,500 15,300 18,800 7,050円
総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻		5,700 8,700 11,400 19,700 28,500 36,000 66,000 90,800 145,300
総トン数3トン以上5トン未満のもの	1隻		
総トン数5トン以上10トン未満のもの	1隻		
総トン数10トン以上15トン未満のもの	1隻		
総トン数15トン以上20トン未満のもの	1隻		
総トン数20トン以上30トン未満のもの	1隻		
総トン数30トン以上50トン未満のもの	1隻		
総トン数50トン以上100トン未満のもの	1隻		
総トン数100トン以上300トン未満の	1隻		但し、5日を超える入港の場合は、1

るもの	月毎に 5 日分とみなす。
総トン数 300 トン以上 500 トン未満のもの	1隻 13, 390円
総トン数 500 トン以上のもの	1隻 13, 390円に 100 トン増毎に 2, 350円を加算した額
備考	
1 24 時間未満は 1 日とし、6 月を超える場合は 1 年とする。 2 無動力船 (1 トン未満のものを除く。) は、動力船の 2 分の 1 の額とする。 3 1 トン未満の端数があるときは、それぞれ 1 トンとして計算する。 4 本表により積算された合計額に 10 円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。	
2 物揚場及び荷捌地使用料 (上屋を含む。)	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。 1 1 平方メートルにつき 使用開始日から 15 日まで 1 日ごとに 3 円 16 日以降 1 日ごとに 4 円
	備考 1 平方メートル未満の端数があるときは、1 平方メートルとして計算する。
	2 電柱及び広告料など 電柱 1 本につき 年 250 円 広告料 1 カ所につき 年 1, 170 円
	備考 1 年未満は 1 年とする。

3 海浜地占用料	10 平方メートルにつき 年 50 円 (1 年未満)は月額とし、1 月未満(は1 月とする。)
4 水域占用料	10 平方メートルにつき 年 50 円 (1 年未満)は月額とし、1 月未満(は1 月とする。)
5 土砂採取料	1 立方メートルにつき 143 円 (1 立方メートル未満の端数があるときは、1 立方メートルとして計算する。)
6 工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1 件につき 2, 350 円 2 前号以外の工事1 件につき 4, 700 円 3 作業1 件につき 2, 350 円 4 設計変更の許可手数料1 件につき 1, 170 円

【別記1】

改正前

入港船舶につき次の区分計算による					
区分	単位	1日	月決めのとき (円)	年決めのとき (円)	
総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定めないで利用する 船舶等1トン当たり5円	800	5,700	
総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻		1,300	8,700	
総トン数3トン以上5トン未満のもの	1隻		1,500	11,400	
総トン数5トン以上10トン未満のもの	1隻		2,600	19,700	
総トン数10トン以上15トン未満のもの	1隻		3,900	28,500	
総トン数15トン以上20トン未満のもの	1隻		5,100	36,000	
総トン数20トン以上30トン未満のもの	1隻		9,500	66,000	
総トン数30トン以上50トン未満のもの	1隻		15,300	90,800	
総トン数50トン以上100トン未満のもの	1隻		18,800	145,300	
総トン数100トン以上300トン未満のもの	1隻		7,050	但し、5日を超える入港の場合は、1 月毎に5日分とみなす。	

総トン数300トン以上500トン未満のもの	1隻	13, 390円
	1隻	13, 390円に100トン増毎に2, 350円を加算した額
備考		
1 24時間未満は1日とし、6月を超える1年未満は1年とする。		
2 無動力船(1トン未満のものを除く。)は、動力船の2分の1の額とする。		
3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。		
4 本表により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。		
2 物場及び荷捌地使用料(上屋を含む。)	港湾内、船場、津花船揚場を含む。	
	1 平方メートルにつき1日ごとに3円	
	備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。	
2 電柱及び広告料など		
	電柱1本につき年 250円	
	広告料1カ所につき年 1, 170円	
	備考 1年未満は1年とする。	
3 海浜地占用料	10平方メートルにつき年 50円 (1年未満)は月額とし、1月末満は1月とする。)	
4 水域占用料	10平方メートルにつき年 50円	

(1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。)	
5 土砂採取料	1 立方メートルにつき 143円 (1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。)
6 工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき 2,350円 2 前号以外の工事1件につき 4,700円 3 作業1件につき 2,350円 4 設計変更の許可手数料1件につき 1,170円

＜令和7年第4回定例会＞生活交通路線等維持費補助事業 概要

1. 事業目的

- 地域住民の移動手段を確保する観点で、バス事業者に対し令和7年補助年度（R6.10.1～R7.9.30 が対象期間）の運行経費について、赤字分の補助を行うもの。
- 当該補助により、生活交通路線等の維持と地域住民の利便性の向上及び地域経済の活性化に寄与する。

2. 補助先

函館バス株式会社

3. 補助対象路線

地域間幹線系統（2系統） 函館江差線、檜山海岸線

4. 事業費

10,138千円（全額一般財源）

5. 前年度比較（単位：千円）

対象路線	R7補助額	R6補助額	増減（R7-R6）
函館江差線（※1）	1,667	938	729
檜山海岸線（※2）	8,471	6,684	1,787
町単独路線（※3）	0	7,465	▲7,465
合計	10,138	15,087	▲4,949

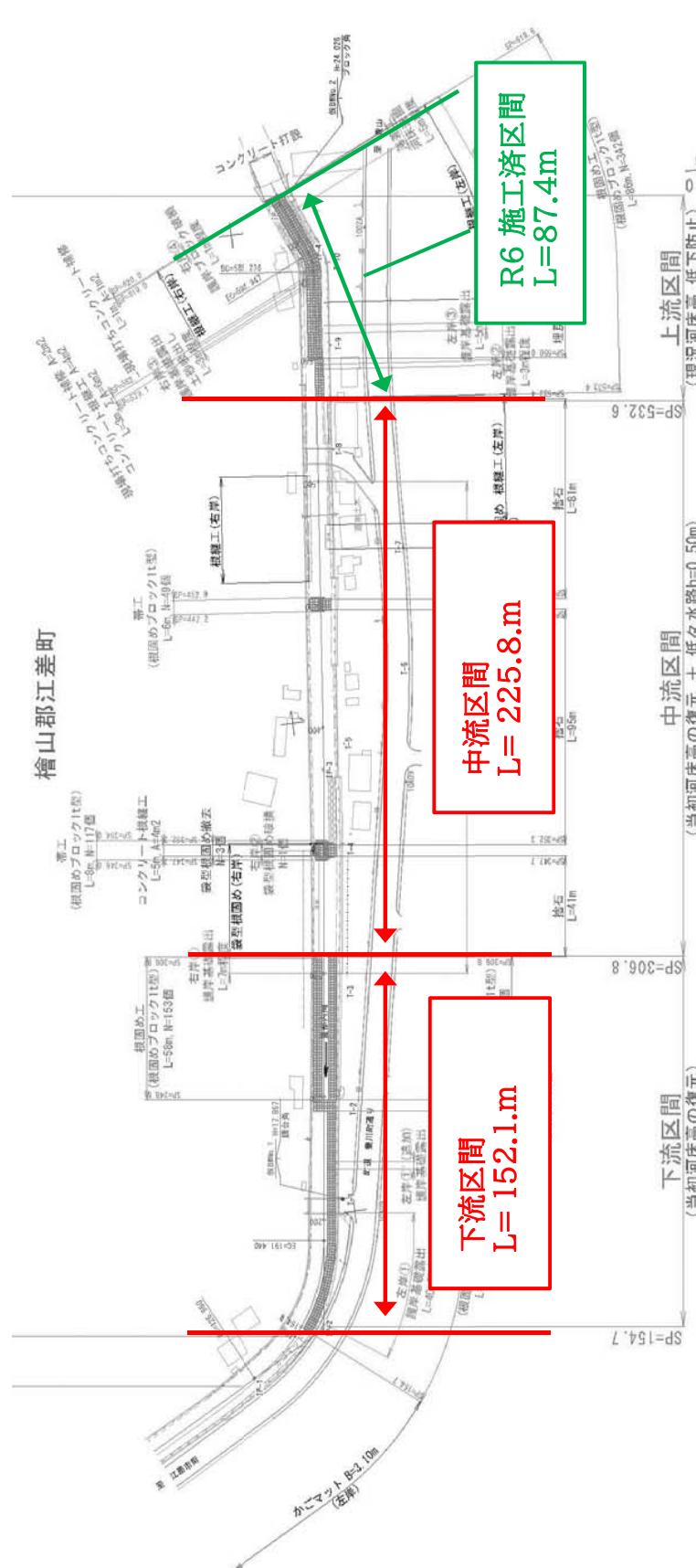
※1 経常費用の増加に伴う収支状況の悪化

※2 経常費用の増加や利用者数の減少などによる収支状況の悪化

※3 令和6年3月末での館線・稲見線廃止に伴い、令和7年補助年度以降、補助額は0になる。

◎普通河川内川河床低下防止工事
「下流側」増額及び繰越明許費補正
事業費 C=70,000千円
工事概要 L=152.1m 河川土工、根固工、仮設工
予定期 令和8年6月～令和9年2月末日予定

[中流側]繰越
事業費 C=37,902千円(繰越明許費補正)
工事概要 L=225.8m 河川土工、根固工、仮設工
予定期 令和7年12月～令和8年5月末日予定



Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事 資料

年度	令和7年度		
担当課係名	総務課防災生活係	事業年度	令和7年度
事業名	Jアラート受信機更新及びアンテナ分離工事		
予算区分	一般会計	予算科目	消防費・消防費・災害対策費

◆事業の概要（施設の概要、計画など）

①Jアラート受信機更新

令和5年7月に消防庁より、現行のJアラート受信機のソフトウェアサポート期限が令和8年度末までであり、令和7～8年度において新型受信機に移行するよう示されていることから受信機の更新を行うもの。

※令和7年度中に整備着手をすることで、緊急防災・減債事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象となる

②Jアラートアンテナ分離工事

現在Jアラート受信アンテナについては、北海道総合行政ネットワーク衛星無線回線のパラボラアンテナを共用しているが、令和8年度から9年度にかけて、北海道総合行政ネットワークの更新整備が行われる予定であり、共用が不可能となることから、町において独立したアンテナを整備する必要があるもの。北海道からは各市町村において令和7～8年度の間に整備するよう示されている。

◆事業費

9,867千円（Jアラート受信機更新4,257千円、Jアラートアンテナ分離工事5,610千円）

受信機



アンテナ



江差町運動公園テニスコート中央フェンス柱修繕

【社会教育課社会教育係】

■事業概要

運動公園テニスコートと子どもふれあい広場の中央に設置されているフェンス支柱について、支柱の一部が根本の腐食が進行し、10月27日から28日にかけて吹いた暴風によりフェンスがあおられ倒壊の危険性や周辺支柱へ負担拡大の影響が懸念されることから、広場閉鎖期間に改修を行い、利用者の安全を確保し安心して利用できる環境を整える。

【事業内容】フェンス柱の修繕（4本分）

■事 業 費 977千円



◎道の駅公共樹設置工事の概要

事業費	$C = 4,300$ 千円
工事概要	$L = 35m$ 管路土工、仮
予定期	令和7年12月～令和8年3月

